

訪問介護 介護予防 重要事項説明書

(平成29年4月1日現在)

1 北斗市社会福祉協議会指定訪問介護事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 (直通) 74-2515 74-2500
 時 間 午前8時30分～午後5時00分まで
 窓 口 三浦 明子(管理者兼サービス提供責任者)
 西川 順子(サービス提供責任者)
 田中 智徳(サービス提供責任者)
 石澤 幸子(サービス提供責任者)

2 北斗市社会福祉協議会指定訪問介護事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業者番号	0171501034
事業所名	北斗市社会福祉協議会指定訪問介護事業所
所在地	北斗市中野通2丁目18番1号
支 所	北斗市本町4丁目3番20号
サービス提供地域	北斗市、函館市、七飯町、木古内町

(2) 事業所の職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	業務内容	計
管理者(兼務)		1		事業全般 (兼務)	1
サービス提供責任者	介護福祉士 ヘルパー1級 ヘルパー2級	4		計画作成等	4
常勤訪問介護員	介護福祉士 ヘルパー1級 ヘルパー2級	1		訪問兼事務	1
		1			1
事務職員		1		兼務	1
従 事 者	介護福祉士	4	17		21
	ヘルパー1級		4		4
	ヘルパー2級		12		12
	初任者研修修了者		1		1

(3) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:00~18:00	早 朝 6:00~8:00	夜 間 18:00~22:00	深 夜 22:00~6:00	備 考
平 日	○	○	○	○	
土・日・祝日	○	○	○	相談によります	
年末年始		相談によります	相談によります	相談によります	

※ 利用者の事情等で必要と認めた場合、早朝・夜間・深夜はご相談に応じます。

※ 営業をしない日

原則12月31日～1月3日まで（4日間）

但し、利用者の事情等で必要と認めた場合、ご相談に応じます。

※ 福祉有償運送サービスについての提供時間は、午前6時から午後6時までです。

3 サービス内容

(1) 身体介護

- ・食事介助
- ・入浴介助
- ・排泄介助
- ・清 拭
- ・体位変換 等

(2) 生活援助

- ・買い物
- ・調 理
- ・掃 除
- ・洗 濯 等

(3) 通院等のための乗降介助

- ・通院等のための乗降介助、乗車前後の移動介助、受診等の手続き等
- ・「身体介護中心型」としての通院・外出介助

(4) 介護保険外サービス（自費）

- ・介護保険サービスを基本として、事前に協議のうえ内容を決定いたします。

4 利用料金

(1) -① 要介護認定を受けている利用者

それぞれのサービスについて、通常の時間帯での料金は次のとおりです。

	サービスに要する 時 間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 (30分を増す毎に)
身 体 介 護	1. 利用料金	1,650円	2,450円	3,880円	5,640円	800円
	2. 1のうち介護保険 から給付される額	1,485円	2,205円	3,492円	5,076円	720円
	3. サービス利用に係 る自己負担額	165円	245円	388円	564円	80円

	サービスに要する 時 間	20分以上 45分未満	45分以上	身体介護に引き続き 生活援助を行う場合 (25分増す毎に)
生 活 援 助	1. 利用料金	1,830円	2,250円	670円
	2. 1のうち介護保険 から給付される額	1,647円	2,025円	603円
	3. サービス利用に係 る自己負担額	183円	225円	67円

(1) -② 要支援認定を受けている利用者

支給区分	I おおむね週1回	II おおむね週2回	III おおむね週3回
① 利用料金	円 11,680	円 23,350	円 37,040
② そのうち介護保険から 給付される額	10,512	21,015	33,336
③ サービス利用にかかる 自己負担額 (①-②)	1,168	2,335	3,704

(1) -③ 訪問介護 特定事業所加算・サービス提供体制強化加算・介護職員処遇改善加算（介護予防共通）については次のとおりです。

特定事業所加算 (要介護認定を受けている 利用者のみ)	初回加算 (介護/予防共通)	緊急時訪問介護加算 (介護のみ)	介護職員処遇改善加算 (介護/予防共通)
(I) 所定単位数の20%加算 (II) 所定単位数の10%加算 (III) 所定単位数の10%加算 (IV) 所定単位数の5%加算	2000円/月	1000円/回	(I) 所定単位数の8.6%加算 (II) 所定単位数の4.8%加算 (III) 加算(II)により算出した単位×0.9%加算 (IV) 加算(II)により算出した単位×0.8%加算

※ 特定事業所加算 (I) ~ (IV) については、事業所がいずれかの算定要件一つに適合した場合のみ所定単位数へ加算されます (別表参照)

※ 介護職員処遇改善加算 (I) ~ (IV) については、事業所がいずれかの算定要件一つに適合した場合のみ所定単位数へ加算されます (別紙参照)

※ 身体生活 (身体介護と生活援助を混合して利用される場合) は、身体介護を利用された時間の料金を基本とし、生活援助の料金が25分を増すごとに670円加算されます。

※ 通常の間時間帯 (午前8時から午後6時) 以外の時間帯でサービスを行う場合には次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象になります。

※ 介護予防訪問介護計画 (介護予防サービス計画がある場合は、それを踏まえた介護予防訪問介護計画) において、具体的な実施日、1回あたりの時間数や実施内容等を定めます。ただし、利用者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

※ 利用料金は1ヶ月ごとの定額制です。介護予防サービス計画において位置付けられた支給区分によって決まります。利用者の体調不良や状態の改善等によりサービスの利用が少なかった場合、または多かった場合でも、日割りでの割引・増額はしません (ただし、次の場合については、日割り計算を行いそれぞれの単価に基づいて利用料を計算します)。

(日割り計算を行う場合)

- ・月の途中で要介護から要支援に変更となった場合
- ・月の途中で要支援から要介護に変更となった場合
- ・同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

(3) -③ 通院等のための乗降介助については次のとおりです。

提供時間	(午前8時～午後6時)	(午前6時～午前8時) (午後6時～午後10時)	(午後10時～午前6時)
① 利用料金	970円	1210円	1460円
② そのうち介護保険から 給付される額	873円	1089円	1314円
④ サービス利用にかかる 自己負担額 (①-②)	97円	121円	146円

※ 通常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には上記の割合で利用料金に早朝・夜間・深夜の割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象になります。

※ 通院等のための乗降介助を利用する利用者は、居宅サービス計画に位置づけられ、相当の所要時間を要し、かつ手間のかかる身体介護を行う場合は、その所要時間に応じた「身体介護中心型」の所定単位数を算定することができます。

※ サービス利用料金について、介護給付体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金「契約書別紙」を改訂し、利用者又は家族に説明し同意を得るものとします。

(2) 2名の訪問介護員でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者と同意を得たうえで、通常料金の2倍の料金をいただきます。

2名の訪問介護員でサービスを行う場合

(例)

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へのサービスを行う場合

(3) 利用者様の都合（緊急以外を除く）により、サービスが提供できなくなった場合は訪問介護員にかかる補償賃金及び交通費の全部又は一部を負担してもらうことがあります。

(4) 本人又は家族の希望により、事前に同意書を交わした場合に限り、利用者様の安否確認などのため、緊急を要すると思われる場合等、北斗市社会福祉協議会が家屋へ立ち入る場合があります。

(5) 料金のお支払い方法

- ・月払いの方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、10日以内にお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収証を発行致します。

・その都度のお支払い方法

サービス提供後ヘルパーへ直接お支払い下さい。ヘルパーが領収証を発行致します。

※ 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービスを利用される場合は、全額がご契約者の負担となります。

① サービスに要する	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 (30分増す毎に)
身体介護	1,650円	2,450円	3,880円	800円
② サービスに要する		20分以上 45分未満	45分以上	
生活援助		1,830円	2,250円	

※ 身体生活（身体介護と生活援助を混合利用される場合）は、身体介護を利用された時間の料金を基本とし、生活援助の料金が25分を増すごとに670円加算されます。

※ 通常の時間以外のサービス料金は、4の利用料（早朝・夜間・深夜）へ割増料金がかかります。

(6) 介護保険外サービス（自費）の利用料金については、介護保険給付対象外サービス（自費）に基づき、お支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行致します。

(7) その他

サービスを提供するために必要な水道、ガス、電気等の費用は利用者様のご負担になります。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

はじめに、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺い致します。

サービスの提供の依頼を受けた後、契約を結び、訪問介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① 利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。なお、文書は当方で用意してありますので、必要なときはお申し付けください。

③ 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知致します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- ・利用者様が介護保険施設等に入所した場合
- ・利用者様が長期入院により、ご自宅に戻れない場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者様が亡くなられた場合及び被保険者資格を喪失した場合

④ その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者様は文書で解約を通知することによって、すぐにサービスを終了することができます
- ・利用者様が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず60日以内に支払わない場合、または利用者様やご家族の方などが当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合があります

6 当事業所の訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ① 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- ② 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(2) ホームヘルパーの定期変更

当事業所は4月及び10月にホームヘルパーの変更をお願いしています。変更についてのご相談や男性ヘルパーをご希望の方はお申し出ください。

7 非常災害対策

- (1) 事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、常に関係機関と連携を密にし、必要な措置を講じます。

8 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせに従い、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡を行い、医師の指示に従います。

利用者の 主治医	氏名 所属医療機関の名称 所在地 電話番号	
緊急時の 連絡先	氏名 住所 電話番号 日中の連絡先 夜間の連絡先	

9 身体拘束の禁止

事業所は利用者に対し原則、自由を制限するような身体拘束は行いません。

ただし、やむを得ない理由により拘束をせざる得ない場合には事前に利用者及び家族へ十分な説明を行い、同意を得るものとし、心身の状況及び理由について記録いたします。

10 苦情申し立て窓口

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

- ・苦情受付窓口 総務課 担当者
電話 番号 0 1 3 8 - 7 4 - 2 5 0 0
FAX 番号 0 1 3 8 - 7 4 - 3 6 5 5
- ・受付時間
毎週 月～金曜日 午前8時30分～午後5時まで

(2) 行政機関その他苦情受付機関

北斗市役所	所在地 北斗市中央1丁目3番10号 電 話 0 1 3 8 - 7 3 - 3 1 1 1 担当課 保健福祉課
北海道介護保険担当	所在地 札幌市中央区北3条西6丁目 電 話 0 1 1 - 2 3 1 - 4 1 1 1

北海道国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 電 話 0 1 1 - 2 3 1 - 5 1 6 1
北海道社会福祉協議会	所在地 札幌市中央区北2条西7丁目 電 話 0 1 1 - 2 4 1 - 3 9 7 6

平成 年 月 日

訪問介護サービスの提供開始にあたり、契約書及び本書面に基づいて重要な事項の説明を行いました。

居宅サービス事業者

主たる事務所の所在地

北斗市中野通2丁目18番1号

名称

北斗市社会福祉協議会訪問介護事業所

一部実施する事業所所在地

北斗市本町4丁目3番20号

名称

北斗市社会福祉協議会訪問介護事業所支所

開設者

社会福祉法人 北斗市社会福祉協議会

会長 伏見 勉

説明者

所属 北斗市社会福祉協議会

氏名

,

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護サービスについての重要な事項の説明を受けました。

利用者

住所 _____

氏名 _____

代理人

住所 _____

氏名 _____